

御旅行行程表

群馬県知事登録旅行業 第2-430号

三浦観光 上毛高原営業所

〒379-1313

群馬県利根郡みなかみ町月夜野1744-1

TEL:0278-25-4910

FAX:0278-25-4920

代表:三浦 敬二

総合旅行業務取扱管理者:三浦 敬二

担当者:三浦 敬二

三浦観光友の会 様 お一人様 ¥11,000-

コース名	桜山公園寒桜と上里カンターレイタリアンbuffeとイルミネーション
期間	平成29年11月28日(火) 日帰り
人数	大人 15名 小人 0名 合計 15名

月日	コース	宿泊・食事
1 11/28 (火)	<p>(出発) みなかみ町 猿ヶ京温泉 09:00</p> <p> ≡ 月夜野IC ≡ (休憩) 駒寄PA 10:10 ~ 10:25</p> <p> ≡ 藤岡IC ≡ (観光) 桜山公園 11:20 ~ 12:20</p> <p> ≡ 上里カンターレ ≡ (昼食&お買物) 上里カンターレ 13:00 ~ 14:30</p> <p> ≡ 波志江PA ≡ (休憩) 波志江PA 18:25 ~ 18:40</p> <p>(到着) みなかみ町 猿ヶ京温泉 19:55</p> <p> ≡ 高崎JCT ≡ (日本最大級イルミネーション) あしががフラワーパーク ≡ 足利IC 16:15 ~ 17:45</p> <p> ≡ 高崎IC ≡ ≡ 月夜野IC</p> <p> ≡ 高崎JCT ≡ ≡ 高崎IC ≡ ≡ 月夜野IC</p> <p> ≡ 高崎JCT ≡ ≡ 高崎IC ≡ ≡ 月夜野IC</p> <p> ≡ 高崎JCT ≡ ≡ 高崎IC ≡ ≡ 月夜野IC</p>	<p>【昼食】 上里カンターレ TEL:0495-35-0001</p>

登利平
お弁当付き

桜山公園 冬桜

上里カンターレ イタリアンbuffe

日本最大級のイルミネーション



デザートも食べ放題
※写真はイメージです

個人旅行・家族旅行の計画等
がありましたら、お気軽にご相談下さい。

宿泊施設手配・バス手配・その他手配
やコースの相談も行っています。
パンフレット(国内・海外)旅行の取扱
もしております。

社会貢献活動ご協力のお願い 【外国コイン・紙幣】

財団法人 日本ユニセフ協会を通じて、開発途上
国の子供たちの生存と健やかな発展を守るため
に、健康、栄養、水と衛生、教育を支援してありま
す。例えば 100\$で失明を防ぐビタミンAカプセル
500個になります。

お問い合わせ・お申し込み先

群馬県知事登録旅行業第Z-430号

三浦観光上毛高原営業所

総合旅行業務取扱管理者 三浦敬二

〒379-1313 群馬県利根郡みなかみ町月夜野1744-1

Tel 0278-25-4910

Fax 0278-25-4920

E-mail ans-miura@xp.wind.jp

ご乗車場所のご案内

関越猿ヶ京車庫 — 本家庵前 — 相俣ローソン — かめや — 高橋モータース反対側 — B&G入口反対側 — 誠法館前 — やまいち前 — 山本自動車前 —
大島入口 — 殿林 — 新治中学校入口 — 利根信新治支店前 — すえひろ反対側 — セブンイレブン新治店 — 河原バス停 — 今宿バス停 — 上毛建設前
— 太助公園前 — 押出バス停 — 羽場バス停 — 月夜野郵便局反対側 — 旧月夜野サンモール反対側 — 利根信月夜野支店 — みなかみ町役場 —
旧17号JA月夜野スタンド — 真庭天理教前 — 月夜野道路情報センター — 沼田公園沼女側駐車場 — 関越東原車庫反対側 — 沼田IC — 昭和IC

ご旅行条件

本パンフレットは旅行業法第12条4に定める取引条件説明書面及び

同法第12条5に定める契約書面の一部となります。

1. 旅行お申し込み、契約の成立

①お電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込金のお支払いいただきます。
お申込金は旅行代金、取消料の一部に充当します。お申込金をお支払いいただいた時点で契約の成立となります。

旅行代金	～4,999円	5,000～19,999円	20,000～29,999円	30,000～39,999円	40,000円以上
予約金	申込時に全額	申込時に全額	4,000円	6,000円	10,000円

2. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

①含まれるもの：(イ)行程表に記載された交通費、宿泊費、食事料金、観光料金、および旅行取扱料金 (ロ)添乗員等の同行コースでは、
その他に添乗員等の同行費用を含みます。上記諸費用はおお客様の都合により一部利用されなくても払戻しは致しません。
②含まれないが通常必要とするもの(一部を明示します)：行程中の[フリータイム][自由行動]等と記載されている区間および
旅行中の個人的諸費用(お客様ご自身の電話代、旅館での小物料、運送機関の定める有料手荷物・心付け・飲物)は含まれません。

旅行代金には消費税等諸費が含まれています。また、旅館、ホテル等においてお客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則とすつて消費税(5%)に併せて課せられます。

3. 旅行内容の変更・旅行の取消し

①当社は天災地変・気象条件など、当社の管理できない事由により旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり
又は不可能となる恐れが極めて大きいときは当該旅行の実施を中止するか、又はお客様にあらかじめ事由を説明して旅行日程、
旅行サービスの内容その他、主催旅行契約の内容を変更することがあります。
②最少催行人員(各コースごとに設定)に満たないときは旅行の実施を中止することがあります。この場合宿泊を伴う旅行の
場合出発日の10日前(日帰り旅行の場合は3日前)までにご連絡いたします。

4. 旅行代金の変更 著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する

運送機関の運賃・料金が(11)に定める基準日以降に改訂された場合は、旅行代金を変更することがあります。

5. 取消料 ①お申し込み後、お客様のご都合によりお取消しになる場合及び旅行代金が所定の期日までに入金がなく
、当社が参加をお断りした場合、旅行代金に対して下記の料率で取消料をいただきます。

取消日	当日	前日	2～7日前	8～20日前	21日前まで
取消料率	旅行代金の50%	旅行代金の40%	旅行代金の30%	旅行代金の20%	無料
取消日	当日	前日	2～7日前	8～10日前	11日前まで
日帰り旅行取消料	旅行代金の50%	旅行代金の40%	旅行代金の30%	旅行代金の20%	無料

※旅行開始後の解除及び無連絡不参加の場合、旅行代金の100%

②当社は旅行開始後、お客様の都合で宿泊・食事・観光等のサービス提供をお受けにならなかった場合は、その払戻しはいたしません。

6. お客様に対する責任及び免責事項 ①当社は主催旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害
を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし障害発生の日から起算して14日以内に通知があったときに限り
お一人様15万円を限度として賠償します。②お客様が以下の事由により損害をうけられた場合は原則として賠償の責任は負いません。

- イ)天災地変・戦乱・暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- ロ)運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- ハ)日本の官公署の命令又は伝染病による隔離。

7. 添乗業務等 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。

①添乗員が行う添乗業務内容は原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体行動を行うために必要な業務といたします。

②添乗業務を提供する時間は原則として午前8時から午後8時までといたします。

③旅行日程を円滑に実施するためお客様は当社の指示に従っていただきます。
④お客様が当社に指示に従わず、又は法令もしくは公序良俗に反する行為をなし
旅行の円滑な実施を妨げた場合は旅行途中であっても、そのお客様の以降の
旅行契約を解除することがあります。

8. お客様の責任 お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、
お客様に対し損害の賠償を申し入れます。

9. 特別補償 当社はお客様が旅行中に急激かつ偶然な外来の事故により
生命、身体、または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別規定により、
一部の補償金及び見舞金をお支払いいたします。

10. 旅程補償 旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われた場合は、
旅行業約款(主催旅行契約)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に
相当する額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約についての変更補償金の額が
1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

- ①旅行開始日又は終了日の変更
- ②入場する観光地、観光施設、その他の目的地の変更
- ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更
- ④運送機関の種類又は会社名の変更
- ⑤宿泊機関の種類又は名称の変更
- ⑥宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更
- ⑦ツアータイトル中に記載があった事項の変更

11. このパンフレットに記載された旅行代金は平成20年9月1日の運賃・料金を基準としています。